

九谷セラミック・ラボラトリーレンタル工房 入居募集要項

「九谷セラミック・ラボラトリー」は2019年5月に小松市にオープンした、製土工場、ギャラリー、体験スペース、工房等を備えた、九谷焼の新たな拠点施設です。この度、レンタル工房の利用者を募集します。

1. レンタル工房の概要

①所在地

石川県小松市若杉町ア9 1 番地 九谷セラミック・ラボラトリー内

②面積

13.611 m² (約4坪)

③設備

レンタル工房(個室)には以下の設備があります。

- ・電動ロクロ 1台
- ・椅子 2脚
- ・ロクロ作業台 1台
- ・流し台
- ・作業机 1台
- ・乾燥棚(部屋上部に造り付け)

また施設共有の窯場に以下の設備があります。

- ・ガス窯 0.5 m² 1基
- ・丸型電気窯 1基
- ・横扉式電気窯 1基
- ・土練機

2. 募集人員 九谷セラミック・ラボラトリー レンタル工房の利用者

- ・九谷焼の加飾を主とする方
- ・九谷焼の成形を主とする方 どちらか1名

3. 使用期間 最長 3 年間

2019年9月1日～2022年8月31日 希望により延長あり

4. 使用料金 月額 10,000 円 (光熱水費込み)

- ### 5. 申込資格
- ・九谷焼の制作に5年以上従事しているもの、またはそれに相当する知識及び技術を有するもの
 - ・将来小松市内で自立の意思があるもの

6. 申込締切 2019年8月19日(月) 郵送の場合当日消印有効

7. 申込書類 ・使用申請書(様式1) ・履歴書 ・作陶に関する経歴書

以上の書類を申込期間中に、下記の申込先まで郵送または持参してください。

【申込先】〒923-0832 石川県小松市若杉町ア9 1 番地

九谷セラミック・ラボラトリー(担当:宮吉・吉田・緒方)

8. 使用条件
- (1) 施設の運営に際し、必要に応じて以下の業務を行う必要があります。
- 来場者向け体験メニューの指導
- ・施設で行うロクロ成形体験、絵付け体験の講師として来場者に指導
 - ・体験終了後、調整・焼成を行い、来場者に発送
 - ・体験に伴う原料及び体験後の作品の管理
- ※ただし、体験の指導を行った場合には講師料を支払います。
- 自己の個展等、特別な事情がある場合を除き、土日祝日の陶芸体験の講師対応
- (2) 入居者の作陶にかかる原材料及び道具類は自己負担とします。
- (3) 施設の使用にあたっての注意事項を遵守していただきます。

9. 選 考

- (1) 選考方法・・・九谷焼製品、面接、作陶に関する経歴書により選考します。
- (2) 選考日時・・・2019年8月下旬（詳細な日程については応募者に個別に連絡します）
- (3) 選考場所・・・九谷セラミック・ラボラトリー（小松市若杉町ア91番地）
- (4) 持参するもの・・・申込者が最近3ヵ年以内に制作した九谷焼作品2点
- (5) 選考結果通知・・・2019年8月31日までに申込者に通知します

10. 申し込み・問い合わせ

九谷セラミック・ラボラトリー（担当：宮吉・吉田・緒方）

〒923-0832 石川県小松市若杉町ア91番地

TEL：0761-48-4235 FAX：0761-48-4230

Mail：info@cerabo-kutani.com

丸谷セラミック・ラボラトリーレンタル工房 使用にあたっての注意事項

1. 使用上の注意義務

使用者は丸谷セラミック・ラボラトリーレンタル工房（以下、「レンタル工房」という。）を善良なる管理者の注意義務をもち、信義、誠実に従って使用しなければならない。

2. 施設の利用時間等について

レンタル工房及び共有設備の窯場は365日、24時間使用可能とする。

3. 使用料金について

使用料金には、電気・水道料金等の共益費を含む。

4. 共有設備の使用について

使用者は施設の共有設備を自由に使用することができる。ただし、窯については以下の通り使用料を徴収する。

ガス窯	1回の使用につき 12,000円
電気窯	1回の使用につき 3,000円

5. 損害の賠償、修理について

使用者またはその訪問者等の故意または過失により、施設や他の使用者・第三者に損害を与えた場合は、自己の責任を持って損害の賠償、修理を実施しなければならない。

6. 鍵の管理について

レンタル工房の鍵は各自保管すること。また退所時に返還すること。

7. 管理者のレンタル工房内の立ち入りについて

管理者は、レンタル工房の保守管理上必要があるときは、あらかじめ使用者に通知した上で、レンタル工房内に立ち入り、これを点検し、適宜措置を講じることができる。ただし、緊急又は非常の場合で、使用者に予め通知を行えない場合は、事後すみやかに使用者に通知を行うものとする。

8. 禁止事項

- (1) 生活の場とすること
- (2) レンタル工房を第三者に転貸、共同利用させること
- (3) 悪臭を放つ物、発火性がある物、その他危険物等をレンタル工房内に持ち込むこと
- (4) 動物をレンタル工房内で飼育すること
- (5) 風紀、衛生、騒音、犯罪、暴行等により他者の業務を妨害すること
- (6) 廃棄物を管理者の指定する方法以外で捨て、放置すること
- (7) 自動車等を管理者の指定する場所以外に放置すること
- (8) その他、レンタル工房の管理、保全に害となる行為を行うこと

9. 退去時について

施設、設備とも原状回復を行うこと